

石川町店舗等維持費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業継続に支障をきたしている飲食業及び旅館業を営む事業者（以下、「事業者」という。）に対し、店舗等の維持と事業を継続するための経費を支援する店舗等維持費助成事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食業 注文により食事又は飲物を提供する店舗を営む事業者をいう。
- (2) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)に規定する旅館業のうち、旅館・ホテルを営む事業者をいう。
- (3) 店舗等の維持と事業を継続するための経費 家賃及び光熱水費等の固定経費をいう。

(交付対象事業者)

第3条 町は、この要綱に定めるところにより、交付金を支給する。

2 交付金の支給対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた後、最近1箇月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少していること。
- (2) 前項の月以後2箇月を含む3箇月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(交付金の額)

第4条 交付金の支給額は、1事業者につき月額4万円の3箇月分とし、定額12万円とする。

(交付金の支給申請)

第5条 第3条第2項の規定に該当する事業者で交付金の支給を受けようとする場合は、石川町店舗等維持費交付金支給申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付金の支給決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付金を支給すべきものと認めるときは、交付金の支給を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付金を支給すると決定したときは、申請者に石川町店舗等維持費交付金支給決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 町長は、交付金を支給しないことを決定したときは、申請者に石川町店舗等維持費交付金不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付金の請求)

第7条 交付金の交付を受けようとする者は、石川町店舗等維持費交付金請求書(第4号様式)を提出しなければならない。

(不正利得の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により交付金の支給を受けた事業者があるときは、既に支給を受けた交付金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。